申請書及び添付書類一覧表

ППН	音及い称付青規一見衣 			
番号	申請書類	法人	個人	提出要領
1	物品の調達等競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号その1、その 2)	0	0	・登記簿上の住所と実際の本社所在地が 異なる場合、登記簿上の住所を括弧書 きにして2つの住所を記入 ・他の様式には、実際の所在地のみ記入 ・様式第1号その1、その2にある記入要 領参照
2	入札参加資格審查申請登録票 (様式第2号)	0	0	・様式第2号にある記入要領参照
3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	0	_	〈写し可〉 ・受付日前3カ月以内の証明
4	誓約書 (様式第3号)	_	0	〈写し不可〉 ・自署の場合は押印省略可
5	暴力団排除に関する誓約書 (様式第4号)	0	0	《写し不可》 ・印は実印を押印 ・自署の場合は押印省略可
6	経営規模等総括表 (様式第5号)	0	0	・様式第5号にある記入要領参照
7	財務諸表 (直前1年間の決算書類)	0	0	 ・法人の場合 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書を含んだもの) の写し ・個人の場合 青色申告者:青色申告決算書及び 貸借対照表の写し その他の者:収支内訳書の写し

番号	申請書類	法人	個人	提出要領
8	納税証明書、納税証明書一覧 (様式第6号)	0	0	(国税・県税・市税とも、写し可) ・受付日前3カ月以内の証明 ・様式第6号にある記入要領参照 ・他県税又は他市町村税の納税証明書は添付しないこと ・国税 すべての申請者が提出 ・山口県税 山口県税 山口県内に本店・支店・営業所等がある場合に提出 ・山陽小野田市税 山陽小野田市内に本店・支店・営業所等がある場合に提出
9	営業又は業務に関する許可・ 認可証等 ※1 営業又は業務に関し法令 上必要な許可証等の写しを 提出	△ ※ 1	△ ※ 1	代理店・特約店契約の証明は提出不要
10	委任状 (様式第7号) ※2 支店長又は営業所長等に 委任される場合に必要	△ ※ 2		(写し不可) ・山陽小野田市水道局と取引する際に、あらかじめ代表者が特定事項(契約締結等委任事項)について、資格認定期間中に支店長・営業所長等へ委任する場合に提出 ・年間を通じて代理権を委任しない市外の申請者及び市内の申請者は提出不要
11	使用印鑑届 (様式第8号)	0	0	〈写し不可〉 ・様式第8号にある記入要領参照
12	印鑑証明書	0	0	《写し可》 ・受付日前3カ月以内の証明 ・法人の場合:法務局の証明 ・個人の場合:市町村長の証明

番号	申請書類	法人	個人	提出要領
13	業者カード (様式第9号その1~その4)	0	0	 ・様式第9号その1~その4にある記入 要領参照。 ・「契約実績」欄は、主な契約を選んで記 入すること。別紙、別冊は不可 ・「営業種目一覧表」の番号や種目を必 ず確認すること ・様式第1号その1、その2に記載した 種目と一致していること
14	店舗・事務所の現況写真 (様式第10号) ※3 <u>準市内業者のみ添付</u> する こと	△ ※ 3	△ ※ 3	・様式第10号にある記入例参照 ・提出がない場合は、指名の順番に影響 する場合があります。
注意事項	意 事 ・ 〈写し可〉とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。			
項	・物品等と業務委託等の両方を	申請さ	される場	場合、それぞれの申請書に関係書類(No.2

~No. 14)が<u>1部ずつ</u>必要です。<u>別々のファイルに綴じ込んでください。</u>

営業又は業務に関する許可・認可証等について

次に該当する場合は、関係書類を提出してください。

- 1 許可・認可等を必要とする業種を営む者は、その許可・認可証等の写し
- 2 業務に関し法令上必要な許可証等がある場合は、その写し

*許可・認可・登録等を必要とする登録種目の例

番号	種目	必要な許可・認可・登録等の例
5	庁舎(屋内)清掃	建築物清掃業の登録又は建築物環境衛生総合管理業の登録
8	水質検査	水質検査機関の登録(水道法第20条第3項の規定に 基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた 者)
9	その他調査・検査・測定	計量証明事業の登録、作業環境測定機関の登録等
10	水道施設の清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録

- ※ここに記載したものは、営業に関し必要な許可、認可、登録等及び指名の有無に関係することがあるものの例示です。
- ※代理店・特約店契約の証明の提出は不要です。
- ※指名選定時に、必要な資格(従業員個人の資格証等)を確認する場合があります。
- ※例示したもの以外で許可、認可、登録等を必要とする営業を行っている場合は、それらを証する書類を添付してください。